

大津市地域猫活動支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の理念の下、飼い主の不明な猫を地域猫として当該地域の住民が適切に管理することにより、飼い主の不明な猫の減少を図り、もって猫を原因とする生活環境被害を軽減させることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 飼い猫

所有の意思のある特定の者の管理下にある猫をいう。

(2) 飼い主の不明な猫（いわゆる野良猫）

特定の飼い主のない地域に住みついている猫をいう。

(3) 地域猫

生活環境の保全及び動物愛護の精神に基づく地域住民の認知と合意の下、餌の管理、ふん尿の始末、不妊去勢手術の実施、猫の識別等の地域のルールに基づき、地域社会と共生する飼い主の不明な猫をいう。

(4) 地域猫活動

主として地域住民が主体となり飼い主の不明な猫を地域猫として適正に管理し、共生しながら一代限りの寿命を全うさせてその数を減らしていくことを目的とする活動をいう。

(5) 地域猫活動団体

複数の地域住民（同一世帯不可）らで構成される地域猫活動を行う団体

(6) 手術

卵巣のみ若しくは卵巣及び子宮又は精巣を摘出する不妊去勢手術をいう。

(地域猫活動団体の活動内容)

第3条 地域猫活動団体の主な活動内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 地域猫活動の周知及び浸透に関する事項
- (2) 地域猫活動に関する合意形成に関する事項
- (3) 管理する地域猫の適正な飼養及び苦情処理に関する事項
- (4) 管理する地域猫の手術のための保護に関する事項
- (5) 地域猫の新たな所有者を探す活動に関する事項
- (6) 飼い猫の適正な飼養についての普及及び啓発に関する事項

(地域猫活動団体への支援)

第4条 本市は、地域猫活動団体に対し、次の各号に掲げる支援を行う。

- (1) 地域の合意形成への支援
- (2) 地域猫活動に係る啓発資料の提供及び説明
- (3) 手術の実施（次条による届出を行い、届出が受理された地域猫活動団体の管理する猫に限る。）

2 地域猫活動団体の管理する地域猫が、全て死亡又は行方がわからなくなったとき、譲渡等で管理する必要がなくなり団体が活動を取りやめたとき、又は地域猫を適切に管理できていないと市長が判断したときは、前項の支援は行わないものとする。

(届出)

第5条 地域猫活動団体は、地域猫活動を行おうとするときは、連名で次の書類を市長に届け出るものとする。この場合において、地域猫を10頭未満管理する場合にあっては2名以上、

10頭以上管理する場合にあつては3名以上の連名とし、いずれも活動地域の自治会又は学区内に居住し、実際に猫の管理が可能な世帯の異なる住民が10頭未満の場合は2名、10頭以上の場合は3名含むものとする。

- (1) 地域猫活動届出書（様式第1号）
- (2) 猫の特徴等（様式第2号）
- (3) 活動者が4人以上いる場合の名簿（様式第3号）
- (4) 地域猫活動承諾書（自治会の承諾書）（様式第4号）
- (5) 付近の見取図・餌場、トイレの設置場所等の図面（様式第5号）
- (6) 活動記録（様式第6号）

（届出の受理）

第6条 市長は、前条の届出があつたときは、記載事項について書類審査及び現地調査等を行い、次の要件が満たされていることを確認の上、届出を受理する。ただし、要件が全て満たされていない場合であっても、猫の管理上支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 飼い主の不明な猫について、適正に餌の管理及びトイレの設置等のふん尿の始末ができていないこと。
- (2) 猫を管理している者の名前、活動内容、管理している猫の写真等が、自治会の会合や回覧で周知されており、地域住民の理解、自治会等の承諾が得られていること。
- (3) 飼い猫について、屋内飼育、手術の実施、所有者の明示並びに終生飼養についての普及及び啓発が地域のおいてなされていること。
- (4) 猫の生息状況の把握がなされていること。

（手術の実施）

第7条 届出を受理された地域猫活動団体は、前条の届出が受理された場合において、手術を要する地域猫があるときは、不妊去勢手術申請書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、手術の日時を指定し、地域猫活動団体に通知するものとする。この場合において、当該団体は、指定された日時に地域猫をセンターに搬入するものとする。

3 手術終了後、地域猫活動団体は、センターが指定した日に当該地域猫を引き取りにくるものとする。

（活動状況の記録）

第8条 届出を受理された地域猫活動団体は、地域猫の状況、活動経過、苦情の対応状況等を地域猫活動報告書（様式第8号）に記録するものとし、市長から報告を求められた場合又は市長が現地調査を行う場合は、協力するものとする。

附 則

この要綱は、平成24年 9月 1日から施行する。